

発議案第14号

旧少年自然の家の借地契約を継続し、跡地活用の検討を行うことを求める決議について

上記の発議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和5年6月16日

八千代市議会議長 林 隆文 様

提出者	八千代市議会議員	菅野文男
賛成者	八千代市議会議員	高山敏朗
	同	堀口明子
	同	三田登
	同	若松博

提案理由

旧少年自然の家の借地契約を継続し、跡地活用の検討を行うことを強く求める。

これが、本案を提出する理由である。

旧少年自然の家の借地契約を継続し、跡地活用の検討を行うこと
を求める決議

子供たちに野外学習や宿泊体験の場として40年以上にわたって親しまれてきた八千代市少年自然の家が、老朽化と耐震性不足のため、令和4年12月1日をもって廃止となった。そして、今後の方針として、公共施設再配置等推進委員会では、建物等の撤去後、地権者に借地部分を返還することとしている。

しかしながら、この旧少年自然の家がある場所は、少年自然の家という施設がある場所という意味合いだけではなく、貴重な重要保護生物もいる植物観察園やグラウンド、野外調理場等の野外活動施設があり、周辺の谷津ではフクロウやオオタカ、オニヤンマやカラスアゲハ等に加え、自然に群生する蛍が毎夏見られるなど、八千代ならではのすばらしい自然が広がっており、自然保護区としての役割とともに、それらを活用する拠点としても利用されてきた場所なのである。

特に植物観察園は、開発や放置により減少していく里山自然の貴重な保護植物を移植し、長年にわたって育ててきた職員の努力の結晶でもある。

植物観察園での観察会、野外調理やキャンプファイヤー等、様々な野外活動や、この場所を拠点とした自然探検イベント、トンボや蛍を見る会等が行われ、グラウンドを活用したマルシェ等のイベントや、寝転んでの星空観察会等も行うことができ、大人から子供まで、多くの人が八千代ならではの自然を楽しむ場所となっている。

この豊かな自然環境をいかし、未来に向けて残していくため、また、子供たちの八千代ならではの自然体験教育をより充実していくためにも、この場所をなくすのではなく、むしろ自然保護区に設定すること等も視野に入れ、有効活用していくことが必要である。

令和3年2月に八千代市少年自然の家の存続を求める会が実施した「少年自然の家についてのアンケート」では、333名の回答者のうち221名から自由記述の回答があり、本当に多くの「思い出」が伝えられている。市民からは、「子供時代の八千代でのこの自然体験や宿泊学習がこのまちへの愛着につながっているのではないのでしょうか。八千代市を愛してほしい、いつか戻ってきて

ほしい、魅力あるまちだと思ってほしいのであれば、この八千代ならではの自然に触れられる場所をいかし、残してほしいです」との声も上がっている。

よって、本市において、旧少年自然の家の敷地の借地契約が令和5年3月からの10年間の期間で更新されたことを踏まえ、下記の事項を実施するよう強く求めるものである。

記

- 1 令和15年3月までとなっている借地契約を中途解約せず、契約期間中に旧少年自然の家解体後の跡地の活用方法を市民と共に検討すること。
- 2 借地契約期間中においては、グラウンドやトイレ、植物観察園等、旧少年自然の家の建物とは切り離せる野外施設の維持管理を継続し、暫定的に市民からの予約申込みによる利用を可能とすること。

以上、決議する。

令和5年6月28日

八千代市議会